

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局介護保険指導室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」に規定する介護保険法施行規則等の一部改正について等

計65枚（本紙を除く）

Vol.451

平成27年3月31日

厚生労働省老健局介護保険指導室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3958)

FAX：03-3592-1281

老発０３３１第６号
平成２７年３月３１日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」に規定する介護保険法施行規則等の一部改正について（通知）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成２６年法律第５１号。以下「第４次分権一括法」という。）については、平成２６年６月４日に公布され、６月１０日付の厚生労働省老健局長通知（老発０６１０第１２号）にてその内容につき通知したところです。

今般、第４次分権一括法の施行に伴い、厚生労働省関係省令について、所要の規定の整備等を行うことを内容とする、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（厚生労働省令第５５号）が交付され、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下、「施行規則」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部が改正され、平成２７年４月１日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市区町村を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第１ 改正の趣旨

第４次分権一括法による介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下、「法」

という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の一部改正に伴い関係省令について所要の規定の整備を行ったものである。

第2 主な改正内容

1 業務管理体制の整備関係

- (1) 介護サービス事業者は業務管理体制の整備について、遅延なく届出なければならないが、その届出先について指定都市を追加したこと。(施行規則第140条の40第1項関係)
- (2) 届出を受けた都道府県知事が業務管理体制の整備に関して行った改善命令に事業者が違反したときは、関係都道府県知事等に対し、当該違反の内容を通知しなければならないこと。(施行規則第140条の42関係)

2 権限の委任関係

地方厚生局が行っている介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督業務、市町村長が行う介護サービス事業所等の指定事務等の報告又は助言若しくは勧告業務及び介護サービス事業者等に対する地方自治体との合同による実地指導業務が都道府県に権限移譲されることに伴い、これらの関連業務について厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任する規定を削除すること。(施行規則第165条の3関係)

3 身分を示す証明書の様式関係

法第197条の一部改正に伴い、枝番条項の整理が行われることによる整備を行ったこと。(施行規則第165条の4第6項関係)

4 その他

第2の1(1)及び3については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法施行規則についても、同内容の改正が行われた。

第3 経過措置等

業務管理体制の整備に関し、権限移譲により介護サービス事業者が区分の変更を理由として届け出なければならない届出書は、法等の改正後の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

第4 施行期日

平成27年4月1日

○厚生労働省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第二百二十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の二の二」に改め、第一章の三中第五条の三の前に次の六条を加える。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第二十六条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四百十条の四十第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第四百十条の四十二中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、」を削り、「その旨を」の下に「厚生労働大臣又は法第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は、」を、「指定を行った市町村長に」の下に「同項第一号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定を行った市町村長に」を加える。

第百六十五条の三を次のように改める。

第百六十五条の三 削除

第百六十五条の四第六号中「法第百九十七条第四項」を「法第百九十七条第五項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部改正)

第二十七条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第二項

の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第四百四十条の四十第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第百六十五条の三を次のように改める。

第百六十五条の三 削除

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行前に第五条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長がした指定は、第五条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一号の規定により都道府県知事がした指定とみなす。

(経過措置)

3 介護保険法施行規則第四百十条の四十第三項又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則第四百十条の四十第三項の規定により届け出なければならぬとされている変更後の届出書で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の改正による区分の変更を理由として届け出なければならない変更後の届出書は、改正後のそれぞれの法律の相当の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

新旧対象条文 目次

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（第一条関係）	3
○ 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（第二条関係）	17
○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）（第三条関係）	19
○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（第四条関係）	25
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（第五条関係）	28
○ 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）（第六条関係）	30
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（第七条関係）	31
○ 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（第八条関係）	32
○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）（第九条関係）	34
○ 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）（第十条関係）	37
○ 知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号）（第十一条関係）	42
○ 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）（第十二条関係）	43
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）（第十三条関係）	44
○ 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）（第十四条関係）	55
○ 製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）（第十五条関係）	55
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（第十六条関係）	59
○ 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）（第十七条関係）	61
○ 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）（第十八条関係）	63
○ 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）（第十八条関係）	64
○ 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成三年厚生省令第四十五号）（第十八条関係）	65

○ 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）（第十八条関係）	66
○ 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成十年厚生省令第七十五号）（第十八条関係）	67
○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）（第十九条関係）	68
○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）（第二十条関係）	70
○ 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）（第二十一条関係）	71
○ 理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）（第二十二条関係）	72
○ 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）（第二十三条関係）	76
○ 美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）（第二十四条関係）	77
○ 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）（第二十五条関係）	81
○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第二十六条関係）	88
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則（第二十七条関係）	90
○ 社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）（第二十八条関係）	91
○ 特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十三号）（第二十九条関係）	106
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）（第三十条関係）	107
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（第三十一条関係）	108
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四百四十五号）（第三十二条関係）	109
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（第三十三条関係）	110
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）（第三十五条関係）	113
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第三百三十二号）（第三十六条関係）	114
○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（第三十七条関係）	115

改 正	現 行
（業務管理体制の整備に関する事項の届出） 第四百四十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。 一～四 （略） 2・3 （略） （法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知） 第四百四十条の四十二 介護サービス事業者が法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を、厚生労働大臣又は法第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に、同項第一号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定を行った市町村長に通知しなければならない。	（業務管理体制の整備に関する事項の届出） 第四百四十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。 一～四 （略） 2・3 （略） （法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知） 第四百四十条の四十二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が法第百十五条の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に通知しなければならない。

第百六十五條の三 削除

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五條の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一五 (略)

六 法第百九十七條第五項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

七 (略)

(権限の委任)

第百六十五條の三 法第二百三條の五第一項の規定により、法第二十四條第一項及び第二項、第百二條第二項、第百四條第三項、第百十五條の三十三第一項及び第四項、第百十五條の三十四、第百九十七條第一項及び第二項並びに第二百三條の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五條の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一五 (略)

六 法第百九十七條第四項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

七 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則（抄）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
（業務管理体制の整備に関する事項の届出） 第四百四十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。 一 四 （略） 二 三 （略） 第百六十五条の三 削除	（業務管理体制の整備に関する事項の届出） 第四百四十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。 一 四 （略） 二 三 （略） （権限の委任） 第百六十五条の三 法第百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第百二条第二項、第百四条第三項、第百十五条の三十三第一項及び第四項、第百十五条の三十四、第百九十七条第一項及び第二項並びに第百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

事 務 連 絡

平成27年3月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）において介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容については、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法等の一部改正について」（平成26年6月10日老発0610第12号）で周知しているところですが、介護サービス事業者が整備する業務管理体制については、当該届出先である厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（特別区長を含む。）に届け出ることとなります。

つきましては、各都道府県、指定都市及び市町村が当該業務を処理するにあたって規則等を改訂する必要があることから、規則の参考例をご活用下さい。

また、規則の参考例は、その規定振りの一つの例を示したものであり、文言や様式を拘束する趣旨のものではありませんが、厚生労働省においても届出業務を行うことから、この参考例に示した様式を用いることとしているので、御配慮の上取り扱われるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村へ情報提供いただくよう御配慮願います。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、第2号様式より行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、第1号様式により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、指定都市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条・第4条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者(法人)番号											
1	届出の内容												
	(1)法第115条の32第2項関係(整備)												
	(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)												
	2	フリガナ 名 称											
		住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)										
		連 絡 先	電話番号					FAX番号					
		法人の種別											
		代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名			フリガナ 氏 名			生年 月日	年 月 日			
		代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)										
	3	事業所名称等 及び所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)				所 在 地			
				計 画 所									
	4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)					生年月日			
				第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要								
				第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要								
	5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課											
事業者(法人)番号													
区分変更の理由													
区分変更後行政機関名称、担当部(局)課													
区 分 変 更 日		年 月 日											

(日本工業規格A列4番)

記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出の場合は、(1)法第115条の32第2項関係の（整備）に○を付けること。
 - ② 届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第115条の32第4項関係の（区分の変更）に○を付けること。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項（整備）関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）

(3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」

①事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。

②第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。

③第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可)

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

(4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

(1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

(2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。

(3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2項から第4号に基づく届出事項」

「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

(4) 「5 区分変更」欄

①「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

②「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

③「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。

第2号様式（第3条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1、法人の種別、名称(フリガナ) | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日 | 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等及び所在地 | |
| 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 | |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

（日本工業規格A列4番）

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。

この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。

(既存資料の写し及び両面印刷可)

- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合(組織の変更、規程の追加等)に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。

なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。

(既存資料の写し及び両面印刷可)

事 務 連 絡

平成27年3月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制に係る届出様式記入例等の送付について

平成27年3月31日付事務連絡「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について」により、業務管理体制に係る届出様式を送付いたしましたが、今般、記入例等を作成いたしましたので送付いたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村へ情報提供いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この届出様式及び記入例等につきましては、厚生労働省のホームページに掲載予定としていることを念のため申し添えます。

事 務 連 絡

平成27年3月31日

各 関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制に係る届出様式記入例等の送付について

介護保険法に基づき介護サービス事業者が整備する業務管理体制の整備に関する届出につきまして、今般、別添のとおり平成27年4月1日より届出先が変わります。

届け出る際の様式及び記入例等を作成しましたので送付いたします。

つきましては、今般の届出先変更となります介護サービス事業者に対しましては、業務管理体制監督権者から事業者あてお知らせすることとしておりますが、貴団体傘下の各介護サービス事業者に対しご周知いただきたくよろしくお願いいたします。

なお、届出様式及び記入例等につきましては、厚生労働省のホームページに掲載予定としていることを念のため申し添えます。

平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

事業所等の所在状況	届出先
3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、2以下の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域 ----- うち、1の指定都市の区域	都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

【平成27年4月以降】

届出先
厚生労働大臣(本省)
事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

※ なお、この法改正による届出先の変更に伴う届出の必要はありません。



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

介護保険法第 115 条の 32 により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

1. 事業者が整備する業務管理体制

（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 39）

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規定（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規定（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

（注） 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

2. 届出書に記載すべき事項

(介護保険法施行規則第140条の40)

届 出 事 項	対象となる介護サービス事業者
①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
③「法令遵守規程」の概要 (注1)	事業所等の数が <u>20 以上</u> の事業者
④「業務執行の状況の監査」の方法の概要 (注2)	事業所等の数が <u>100 以上</u> の事業者

(注1)「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注2)「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先
(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

(注1) 届出先が①の厚生労働大臣に該当する場合には、下記の【厚生労働省老健局の届出先】へご郵送ください。

【厚生労働省老健局の届出先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係

TEL 03-5253-1111 (内線 3958)

FAX 03-3592-1281

(注2) 地方厚生局の管轄区域については、下記の【地方厚生局管轄区域一覧】をご参照ください。

【地方厚生局管轄区域一覧】

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

4. 届出に必要な様式等について

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

届出が必要となる事由	様式	記入要領・記入例
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第115条の32第2項) ※ 全ての事業者は届け出る必要があります。	第1号 様式	記入要領1
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項) (注) この区分の変更に関する届出は、<u>変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</u>	第1号 様式	記入要領2
③ 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項) ○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	第2号 様式	記入要領3
事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。 ただし、平成27年4月1日施行の介護保険法の一部改正による所管の変更については、届出の必要はありません。		

受付番号	
------	--

平成 年 月 日

事業者 名 称
代表者 氏名

印

[illegible]

1	届出の内容									
	(1) 法第115条の32第2項関係 (整備)									
	(2) 法第115条の32第4項関係 (区分の変更)									
2 事業者	フリガナ 名									
	住所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)							
	連絡先		電話番号				FAX番号			
	法人の種類別									
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日		
	代表者の住所		(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)							
3	事業所名称等 及び所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)			所在地		
			計 力 所							
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日		
			第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要						
			第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要						
5 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課									
	事業者(法人)番号									
	区分変更の理由									
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課									
	区 分 変 更 日				年 月 日					

(日本工業規格A列4番)

記入要領 1

第 1 号様式 ・ ・ 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開に応じ関係行政機関に届け出る必要がありますので、この様式を用いて関係行政機関に届け出てください。

記入方法

- 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の事業者（法人）番号には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

業務管理体制の整備に関して届け出る場合は、(1)法第115条の32 第 2 項関係の（整備）に○を付けてください。

届出先行政機関が変更される場合（区分の変更）については、次の記入例 2 及び 3 を参考にしてください。

2 「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。

- ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。

3 「事業所名称等及び所在地」欄

- ① 介護予防及び介護予防支援事業所を含み、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。
- ② みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。
- ③ この様式に書ききれない場合は、記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

4 「介護保険法施行規則第140条の40第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項」欄

- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制については、次の表を参考に、該当する番号全てに○を付けてください。

第 2 号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等の数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- ② 第2号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
添付資料については、(参考資料)に御留意ください。

5「区分変更」欄

業務管理体制を整備し届け出る場合は、記入する必要はありません。

(参考資料)

法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

記入例 1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第 1 号様式

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

届出日を記入して
ください。

平成 年 月 日

事業者の名称、代
表者氏名は登記内
容等と一致させて
ください。法人の
代表者印を押印し
てください。

厚生労働大臣 殿

事業者(法人)番号に記入
する必要はありません。

事業者 名 称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

業務管理体
制を整備し
届け出る場
合は、(整備)
に○を付け
てください。

1 届出の内容

(1)法第115条の32第2項関係 (整備)

(2)法第115条の32第4項関係 (区分の変更)

2
事
業
者

フリガナ	カスミガセキカブシキカイシャ				
名 称	霞ヶ関株式会社				
住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号100-****) 東京 (都道) 千代田 郡 市 霞ヶ関一丁目1番地1号 府県 (区)				
	(ビルの名称等) ○○ビル				
連 絡 先	電話番号	03-5253-****	FAX番号	03-5253-****	
法人の種別	営利法人				
代表者の職名・氏名・生年月日	職 名	代表取締役	フリガナ	トウキョウ イチロウ	生年 年 月 日
	氏 名	東京 一郎	氏 名	東京 一郎	昭和十一年△月□日
代表者の住所	(郵便番号 100-****) 東京 (都道) 港 郡 市 *** 一丁目2番地3号 府県 (区)				
	(ビルの名称等)				

事業者の
名称、住
所、法人の
種別、代表
者の職名、
代表者の
住所は、登
記内容等
と一致さ
せてくだ
さい。

3 事業所名称等 及び所在地	事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)	所 在 地

- 介護予防、介護予防支援を含み、「みなし事業所」を除いた事業所等を記入して下さい。
- 「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

- 欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

添付資料

計 カ所

4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項

	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日
第2号	厚生 花子(コウセイ ハナコ)	昭和○○年+月*日
第3号	(業務が法令に適合することを確保するための規程の概要)	
第4号	(業務執行の状況の監査の方法の概要)	

- 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けて下さい。
- 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
(注) 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。

5 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	事業者(法人)番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	
	区 分 変 更 日	年 月 日

業務管理体制を整備し届け出る場合は、5の欄に記入する必要はありません。

(日本工業規格A列4番)

記入要領 2

第 1 号様式・事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分に変更が生じた事業者は、この様式を用いて、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

記入方法

- 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の事業者（法人）番号には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

届出先区分の変更が生じた場合は、(2)法第115条の32 第4項関係の（区分の変更）に○を付けてください。

2 「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」欄は、登記内容等と一致させてください。
- ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ③ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

3 「事業所名称等及び所在地」欄

- ① 介護予防及び介護予防支援事業所を含み、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。
- ② みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。
- ③ この様式に書き切れない場合は、記入を省略し事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
添付資料は、A 4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。
- ④ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

4 「介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」欄

- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制について、下の表を参考に、該当する番号全てに○を付けてください。

- 第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等の数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- ② 第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
 別添資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
 別添資料については、(参考資料)に御留意ください。
- ④ 届出先区分の変更に併せて、指定等事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この欄に記入してください。
- ⑤ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

5「区分変更」欄

- ① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入してください。
- ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。
 書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
 資料を添付する場合は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

(参考資料)

法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

記入例2 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

※ 届出先行政機関の変更が生じた場合は、区分変更前及び区分変更後の行政機関へそれぞれ届け出る必要があります。

第1号様式

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

届出日を記入してください。

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

〇〇厚生局長 殿

事業者(法人)番号に記入する必要はありません。

事業者 名 称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

届出先区分の変更が生じた場合は、(区分の変更)に○を付けてください。

1 届出の内容

(1)法第115条の32第2項関係(整備)

(2)法第115条の32第4項関係 (区分の変更)

2 事業者

フリガナ	カスミガセキカブシキカイシャ
名 称	霞ヶ関株式会社
住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号100-****) 東京 都道 千代田 郡市 霞ヶ関一丁目1番地1号 府県 区
	(ビルの名称等) 〇〇ビル
連 絡 先	電話番号 03-5253-**** FAX番号 03-5253-****
法人の種別	営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日	職 代表取締役 フリガナ トウキョウ イチロウ 生年 年 月 日 名 氏 名 東京 一郎 月 日 昭和十一年△月□日
代表者の住所	(郵便番号100-****) 東京 都道 港 郡市 *** 一丁目2番地3号 府県 区
	(ビルの名称等)

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

区分変更前行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

○ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

3 事業所名称等 及び所在地	事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)	所在地

- 介護予防、介護予防支援を含み、「みなし事業所」を除いた事業所等を記入して下さい。
- 「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

- 欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

添付資料

計 カ所

○ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)		生年月日
	第2号	厚生 花子(コウセイ ハナコ)	昭和〇〇年+月*日
	第3号(業務が法令に適合することを確保するための規程の概要)		
	第4号(業務執行の状況の監査の方法の概要)		

- 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けて下さい。
- 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
(注) 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。
- 届出先区分の変更に併せて、指定等事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制について変更が生じた場合も、この欄に記入してください。

区分変更前行政機関が付番した事業者（法人）番号を記入してください。

名称は分かる範囲で記入してください。

5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	〇〇県保健福祉部介護保険課
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	△△県にて訪問介護サービス事業所の指定を受けたため
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	厚生労働省〇〇厚生局□□課
	区 分 変 更 日	年 月 日

届出先区分に変更が生じた場合は、5の欄にも記入してください。

事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

(日本工業規格A列4番)

- 区分変更された理由を具体的に記入してください。
- 欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- 添付資料は、A4用紙により、両面印刷したものでも構いません。

第2号様式

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1、法人の種別、名称（フリガナ） | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日 | 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等及び所在地 | |
| 6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 | |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変 更 の 内 容

（変更前）

（変更後）

（日本工業規格A列4番）

記入要領 3

第2号様式・・届出事項に変更があった場合

記入方法

- 1 届け出た事項に変更があった事業者は、この様式を用いて届出先行政機関に届け出て下さい。
- 2 受付番号には記入する必要はありません。
- 3 事業者（法人）番号には、届出先行政機関が付番した番号を記入してください。
- 4 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- 5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- 6 「5、事業所名称等及び所在地」について
介護予防、介護予防支援を含み、「みなし事業所」を除いた事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出て下さい。
(事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。)
この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関コード）、所在地を記入してください。
書ききれない場合は、この様式への記入を省略しこれらの事項が書かれた資料を添付していただいても差し支えありません。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- 7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について
事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出て下さい。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には「7」または「8」の概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

記入例3 届出事項に変更があった場合

第2号様式

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

届出日を記載してください。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者（法人）番号を記入してください。

事業者 名 称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

届出事項に変更があった場合は、「変更があった事項」欄の該当する項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1、法人種別、名称(フリガナ) | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日 | 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等及び所在地 | |
| ⑥、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 | |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変 更 の 内 容

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

(変更前)法令遵守責任者氏名 厚生 花子(コサエ ハナコ)生年月日 昭和〇〇年十月*日

(変更後)法令遵守責任者氏名 労働 太郎(ロウドウ タロウ)生年月日 昭和〇△年□月+日

事 務 連 絡

平成27年3月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領の送付について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）において介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容については、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法等の一部改正について」（平成26年6月10日老発0610第12号）で周知しているところですが、業務管理体制確認検査について、厚生労働省が行う検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図るため、基本的事項等を実施要領として定めましたので送付します。各自治体におかれては、業務管理体制確認検査を行う際の参考としてご活用下さい。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）へ情報提供いただきますようお願いします。

なお、本実施要領の策定に伴い「介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領について」（平成21年3月30日老発第0330078号厚生労働省老健局長通知）については平成27年3月31日をもって廃止します。

介護サービス事業者業務管理体制 確認検査実施要領

(平成27年4月1日)

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領は、厚生労働省が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付老発第0330077号老健局長通知）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査実施機関

- 1 都道府県
 - 指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者にあつては、事業者の主たる事務所の所在地の都道府県に所在する介護サービス事業者（法第115条の32第2項第2号）
 - 全ての指定事業所等が一の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者（法第115条の32第2項第1号）
- 2 指定都市 全ての指定事業所等が一の指定都市の区域に所在する介護サービス事業者（法第115条の32第2項第3号）
- 3 厚生労働省 指定事業所等が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者（法第115条の32第2項第5号）
- 4 市町村 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、全ての指定事業所等の所在地が一の市町村の区域に所在する介護サービス事業者（法第115条の32第2項第4号）

第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指

定等権限を有する都道府県、指定都市及び市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第4 検査等

1 検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、別紙1の手順により実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査（概ね6年に1回）

検査担当部局は、毎年度末までに翌年度の実施計画を策定し、当該検査対象介護サービス事業者に対し示すとともに、当該事業者の指定事業所等の指定等権者（都道府県、指定都市及び市町村）に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

② 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1、2により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

(3) 検査方法

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を踏まえ実施するものとする。

(4) 報告

① 検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について別紙様式3-1による報告書を作成の上、検査担当部局の責任者に対し報告するものとする。

② 立入検査の場合は、別紙様式3-2により報告書を作成の上、関係部署の責任者（関係課長等）で構成した検査会議に報告するものとする。

(5) 検査会議

検査会議では、上記(4)②で報告された内容を審議し、行政上の措置等について検討するものとする。

3 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、別紙様式4、5により文書で通知するものとする。

① 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

② 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

(2) 上記(1)の行政上の措置に係る対応については、期限(対応に要する時間を考慮し、適宜設定)を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に別紙様式4に準じ改善報告を求めるものとする。

(3) 介護サービス事業者が上記(1)②の命令に違反したときは、別紙様式6により文書で関係都道府県知事、関係指定都市の長及び関係市町村長に通知するものとする。

(4) 都道府県知事、指定都市の長及び市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式7により求めのあった都道府県知事、指定都市の長及び市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である都道府県知事、指定都市の長及び市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

4 特別な処置

(1) 上記1(1)の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

- (2) 検査実施方法については、指定事業所等の指定等権限を有する都道府県、指定都市及び市町村の指導監督部局と連携し命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

第5 都道府県、指定都市及び市町村に対する報告の徴収等

厚生労働省は、均一な検査水準の確保を図る観点から、都道府県、指定都市及び市町村が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務について、法第197条第2項の規定に基づき別紙3のとおり報告の徴収等を実施するものとする。

附則（施行期日）

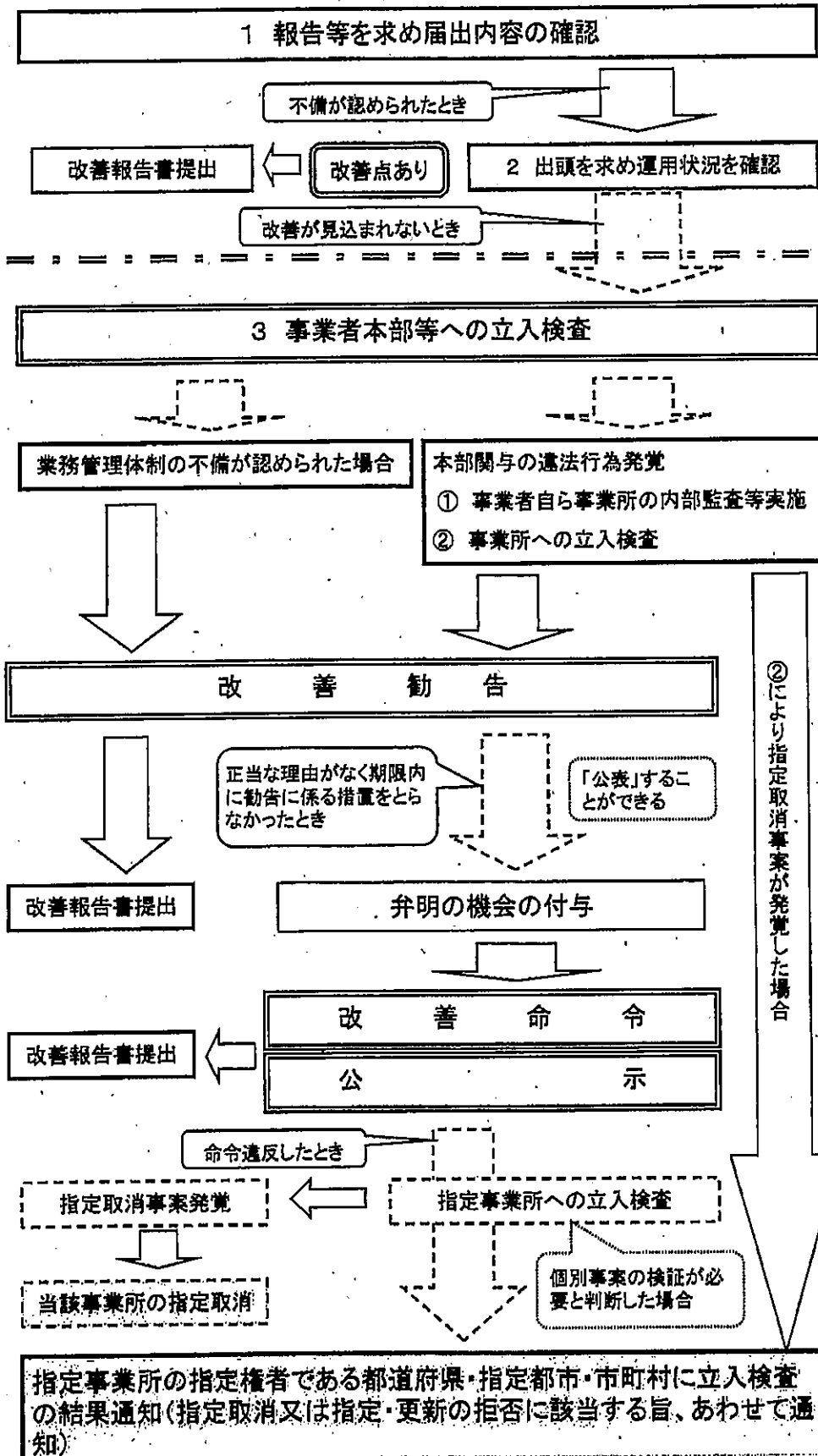
この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

一般検査の手順

事 項 (手 順)	内 容
1 実施計画の策定	・年度開始前に策定し、該当事業者へ周知。
2 検査実施通知	・検査対象事業者へ検査実施の通知(実施の概ね2ヶ月前)。
3 検査実施	
①報告等を求める	・届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制(全体)の整備・運用状況を確認。
②出頭を求め運用状況聴取 ※	・①で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取。状況に応じ、改善を求める(改善報告書の提出)。
上記①、②については、記載順に実施する必要はなく、事業者側に出向き実施しても差し支えない。ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。	
③事業者本部等への立入検査 ※	・②でも改善が見込まれない場合、立入検査実施(役職員との面談方式で運用実態を検証)。 ・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者である都道府県・指定都市・市町村(以下「関係都道府県等」という。)と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証。
4 検査結果の報告 ※	・検査報告書の作成、立入検査を実施した場合は検査会議を開催し、改善勧告の内容等を検討。
5 改善勧告の実施等 ※	・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
6 改善勧告に係る対応について報告聴取 ※	・内容の確認(改善措置が不十分な場合は、再検討を要請)。
7 改善命令の実施等 ※	・(勧告に係る措置をとらなかったとき)「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
8 特別な処置 ※	・(命令違反した場合)状況に応じて関係都道府県等と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証(3の③の時点で検証している場合には、この限りでない)。
9 指定取消・連座制の適用 ※	・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知。あわせて指定事業所等の指定等取消又は、既に指定事業所等の指定等取消が行われた場合には、他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨通知。

※印は、該当する場合のみ

一般検査の手順(参考)



報告等

業務管理体制の整備・運用状況を計画的(概ね6年に1回)に確認。

(注)一般検査の主たる内容は報告の徴収等であり、立入検査の前置として実施するものではないことに留意すること。

情報提供・連携

実施に当たっては、関係する指定事業所の指定権者である都道府県・指定都市・市町村に情報提供し、連携を図ること。

立入検査

違法行為が疑われる場合は、①を指示し、事業者自ら問題点を検証させる。必要に応じて②(指定事業所の検査・監査)により実態を検証する。

検査会議を開催し、勧告内容等を検討する。

改善勧告

(①により問題点が検証できた場合も改善勧告)

「業務管理体制の徹底不備」を理由とする。

改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。

改善報告書の内容について、後日、一般検査により確認する。

改善命令

改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。

改善報告書の内容について、後日、一般検査により確認する。

指定取消

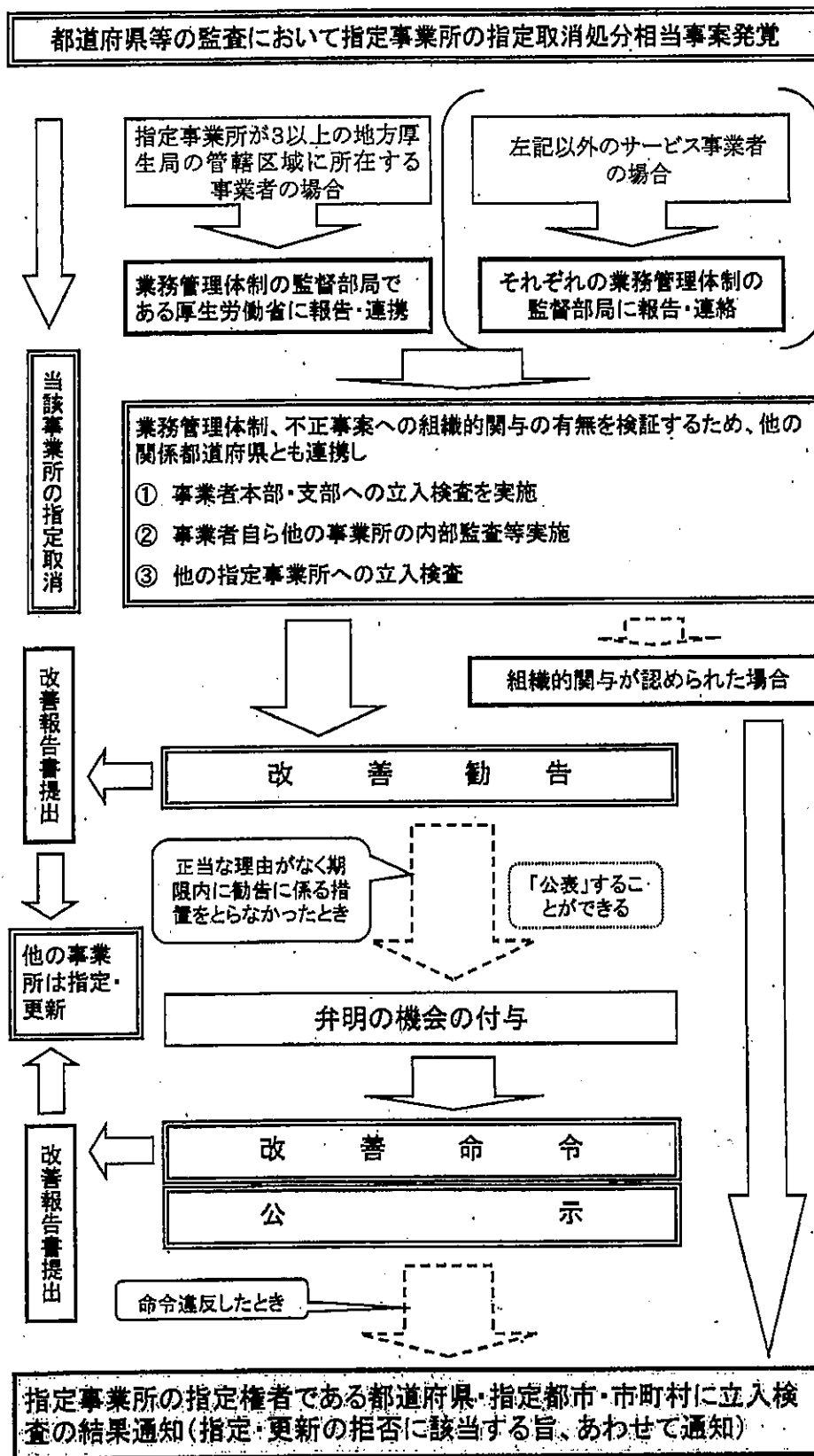
指定取消の根拠は、居宅サービス事業所の場合、法第74条第5項に規定する義務に違反(命令違反)とする。他のサービスについても同様に該当する条項を適用。

特別検査の手順

事 項 (手 順)	内 容
1 報告の徴収等	・都道府県、指定都市及び市町村の指導監督部局より指定事業所等の指定等取消処分相当事案発覚の報告を受け、連携を密にし速やかに対応。
2 立入検査実施通知	・検査対象事業者へ検査実施の通知(文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知。)
3 立入検査実施	・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証。 ・指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証。 ・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者である都道府県・指定都市・市町村(以下「関係都道府県等」という。)と連携し、他の指定事業所等への立入検査を実施。
4 検査結果の報告	・検査報告書を作成し、検査会議により改善勧告の内容等を検討。
5 改善勧告の実施等	・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
6 改善勧告に係る対応について報告聴取	・内容の確認(改善措置が不十分な場合は、再検討を要請)。
7 改善命令の実施等 ※	・(勧告に係る措置をとらなかったとき)「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
8 連座制の適用 ※	・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知。 ・指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、関係都道府県等に他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨通知。 なお、組織的関与が認められなかった場合においても情報提供する。

※印は、該当する場合のみ

特別検査の手順(参考)



報告受・連携

事業所の指定権者である都道府県・指定都市・市町村より事業所の指定取消等が疑われる事案発覚の報告を受けたときは、連携を密にし速やかに対応すること。

本部等への立入検査

①により業務管理体制の問題点を検証する、その上で②を指示し、事業者自ら問題点を検証させる。

必要に応じて③(指定事業所の検査・監査)により実態を検証する。

検査会議を開催し、勧告内容等を検討する。

改善勧告

(②により問題点が検証できた場合も改善勧告)

都道府県の監査における事業所の指定取消事案をもって「業務管理体制の徹底不備」を理由とする。

改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。

改善報告書の内容について、後日、一般検査により確認する。

改善命令

改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。

改善報告書の内容について、後日、一般検査により確認する。

結果通知

検査結果については、連座制の適用に該当しない場合にも情報提供する。

都道府県、指定都市及び市町村が行う業務管理体制の整備に関する監督事務に対する報告の徴収等

以下の事項について都道府県、指定都市及び市町村に出向き報告を求め、実施状況等を把握するとともに、必要に応じて助言を行う。

1 報告を求める事項等

- ・ 一般検査の実施方法及びその具体的内容並びに実施結果
- ・ 特別検査の実施方法及びその具体的内容並びに実施結果
- ・ 意見交換(実施に当たっての問題点等)

2 実施内容の報告等

実施担当者は、報告の徴収等の内容についてまとめ、原則、実施後1ヶ月以内に実施した内容について報告を行う。

3 実施手順等

- ・ 対象都道府県等の選定及び日程調整
- ・ 対象都道府県等に対し実施通知の発出(実施の概ね2ヶ月前)

・ 様式例

実施通知(別紙様式8)

報告書(別紙様式9)

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

老発第 ○○○○○号
平成○○年○○月○○日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

厚生労働省老健局長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の3第1項
- 2 提出書類
届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
 - ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※

（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）
- 3 書類の提出方法
郵送又は電子メールによる送付（照会先を明記すること）
- 4 提出期限
平成○○年○○月○○日（○）
- 5 提出場所
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館18階
厚生労働省老健局総務課介護保険指導室○○係
電話：03-5253-1111（内）○○○○
メールアドレス：○○○○@mhlw.go.jp
- 6 担当者
老健局総務課介護保険指導室
○○○○ ○○ ○○

※ 通知内容は検査の実施方法に合わせ適宜修正すること。

【別紙様式2】（特別検査実施通知）

老発第 ○○○○○号
平成○○年○○月○○日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

厚生労働省老健局長

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

貴社（法人）に係る標記検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 立入検査の根拠規定
介護保険法第115条の3第1項
- 2 立入検査の日時及び場所
平成○○年○○月○○日（○）
○○会社（法人）本社（部） 内
- 3 検査担当者
老健局総務課介護保険指導室
○○○○ ○○ ○○
○○○○ ○○ ○○
- 4 立入検査の内容
 - ① 業務管理体制の運用実態を検証（届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取）
 - ② 指定事業所の不正事案に関すること
- 5 準備する書類
 - ① 届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
 - ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

- ② 不正事案発生の指定事業所に関するもの

（注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【別紙様式3-1】

業務管理体制確認検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇:〇〇 ~ 〇:〇〇
検査担当者名	

〈 報告概要 〉

届 出 状 況	運 用 状 況	今後の対応方針(改善事項)

※ 参考資料を添付すること。

【別紙様式3-2】

業務管理体制確認立入検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇:〇〇 ~ 〇:〇〇
検査担当者名	

〈 報告概要 〉

検査結果の総評	今後の対応方針	改善勧告
		○ する
		○ しない

※ 参考資料を添付すること。

業務管理体制確認検査結果報告書

1 不正事案に対する組織的関与について

事実確認の内容	組織的な関与に至った原因	事業者(役員等)の認識
※組織的関与の有無、具体的な関与の事実を記載する。 (どこで、誰が、どのように関与していたのか。)		

2 業務管理体制について

現状の確認(具体的な運用状況)	問題点(改善を要する事項)	事業者(役員等)の理解・認識
※法令により定められた届出事項の内容を確認するとともに、業務管理体制の運用状況(全体像)を①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動のプロセスに分けて具体的に記載する。 1 届出事項の内容 2 業務管理体制 ① 方針の策定 ② 内部規程・組織体制の整備 ③ 評価・改善活動	※不正事案を未然に防止することができなかった業務管理体制の問題点(欠点)を記載する。	

【別紙様式 4】（改善勧告）

〇〇発第 〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

厚生労働大臣 〇〇〇〇

業務管理体制の整備について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の39第〇号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 改善報告書の提出

（1）別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

（2）提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

（3）改善状況を確認するため、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

問い合わせ先

老健局総務課介護保険指導室 〇〇

電話：03-5253-1111（内）〇〇〇〇

(別添)

勧告事項改善報告書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人名
住 所
代表者名

印
(法人代表者印)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇〇〇号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧 告 事 項	改善結果（具体的に記入）	備 考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式5】（改善命令）

〇〇発第 〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

厚生労働大臣 〇〇〇〇

業務管理体制の整備について（命令）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の34第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇発第〇〇〇〇〇号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 改善報告書の提出

（1）別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

（2）提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に厚生労働大臣に対し異議申立をすることができます。

問い合わせ先

老健局総務課介護保険指導室 〇〇

電話：03-5253-1111（内）〇〇〇〇

(別添)

命令事項改善報告書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人名
住 所
代表者名

印
(法人代表者印)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇〇〇号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命 令 事 項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番を号記入すること。

【別紙様式 6】（命令違反の通知）

〇〇発第 〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

関係都道府県知事又は
関係市町村長 殿

厚生労働大臣 〇〇〇〇

命令違反の通知

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）
第 115 条の 34 第 5 項の規定に基づき通知する。

記

- 1 事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 違反の内容
平成〇〇年〇月〇日付け〇〇発第〇〇〇〇号による命令の違反
- 3 その他
本件は、法第 74 条第 6 項の規定する義務に違反したものと認める。
よって、法第 77 条第 5 項に該当する。
※適用条項は居宅サービスの例

【別紙様式 7】（権限行使の通知）

〇〇第 〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

権限行使を求めた
都道府県知事、指定都市の長又は市町村長 殿

厚生労働大臣 ○○○○

権限行使の結果（通知）

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33第4項の規定に基づき通知する。

記

- 1 検査実施事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

- 2 検査実施年月日

- ### 3 検査結果の概要等

0000

(特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合)

法第70条第2項及び法第70条の2第4項に該当
※適用条項は居宅サービスの例

【別紙様式8】（報告の徴収等実施通知）

〇〇発第 〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事、指定都市の長又は市町村長 殿

厚生労働省老健局長

介護保険法第197条第2項の規定に基づく報告の徴収等（通知）

標記について、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

- 1 報告を求める事項等
 - ・ 一般検査及び特別検査の実施に関する内容
 - ・ 意見交換（実施に当たっての問題点等）
- 2 日程等
平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- 3 実施場所
〇〇県庁内
- 4 担当者
老健局総務課介護保険指導室
〇〇〇〇 〇〇 〇〇
- 5 準備していただく書類等
 - ・ 検査の実施方法等を定めた規程又はこれに類する書類
 - ・ 検査実施に関する書類（検査結果、内容及び行政上の措置等がわかる書類）

【別紙様式9】

「報告の徴収等」実施報告書

自治体名	
自治体担当者	
実施日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇:〇〇 ~ 〇:〇〇
実施担当者名	

〈 報告概要 〉

実 施 状 況 等	助 言 の 内 容
※下記について、一般検査、特別検査を区分し具体的に記載すること。 1 規程等の整備状況及びその内容 2 実施方法(体制) 3 実施結果 4 その他(意見等)	※助言した場合にその内容を記載する。

※ 参考資料を添付すること。